

# 南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例

## 1. 条例を策定する背景・経緯

- (1) 高齢化率の進展に伴い、国の認知症高齢者数は、2040(令和22)年には、約584万人となり、**65歳以上の6.7人に1人**が見込まれている。

南相馬市の2040(令和22)年は？ 【推計】  
認知症高齢者数 約3,000人  
軽度認知障害(MCI)者数 約3,150人

※認知症は、誰もがなり得る可能性があり、身近なものとなっています。

- (2) 本市の状況について

- ・東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響  
⇒ 単身高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の増加、若い世代の人口減少
- ・長期化したコロナ禍の影響



生活環境の変化  
他者との交流や外出の機会の減少  
家族・地域の支え合う力の低下 など



※認知症の発症や進行の加速につながる可能性が高い状況

- (3) 認知症施策推進大綱(令和元年施行)  
認知症基本法(令和6年1月施行)

認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人の意思を尊重し、共生社会の実現を推進する。

※**共生社会**:認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味

## 2. 条例制定の趣旨

「認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会」をめざすため、全ての人々が一体となって、認知症施策に取り組んでいく必要がある。

⇒市の責務、市民、事業者、地域組織、関係機関等関係する全ての人々の役割を定め、基本理念に基づき、認知症施策に取り組んでいけるよう、「南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例」を制定(令和7年4月1日施行)。

☆認知症を「**他人事ではなく、自分事**」として捉え、**認知症を知り**(正しい知識、早めの気づき・適切な対応)、**備え**(認知症の予防、自分の意思を伝えておく)、**人とつながる**(交流、悩みを抱え込まない)ことが大切です。



### 3. 条例の概要

認知症を自分事として捉え、認知症を知り、備え、認知症と共に生きる意識を高め、認知症になっても、安心していきいきと笑顔で互いに支え合いながら暮らせる共生社会を目指すため、認知症条例を制定するもの。

#### 第3条 基本理念

- (1) 認知症の人をはじめ誰もが、一人ひとりの意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らし続ける
- (2) 認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをする
- (3) すべての市民、事業者、地域組織及び関係機関が互いに連携し、共に支え合うまちを目指す

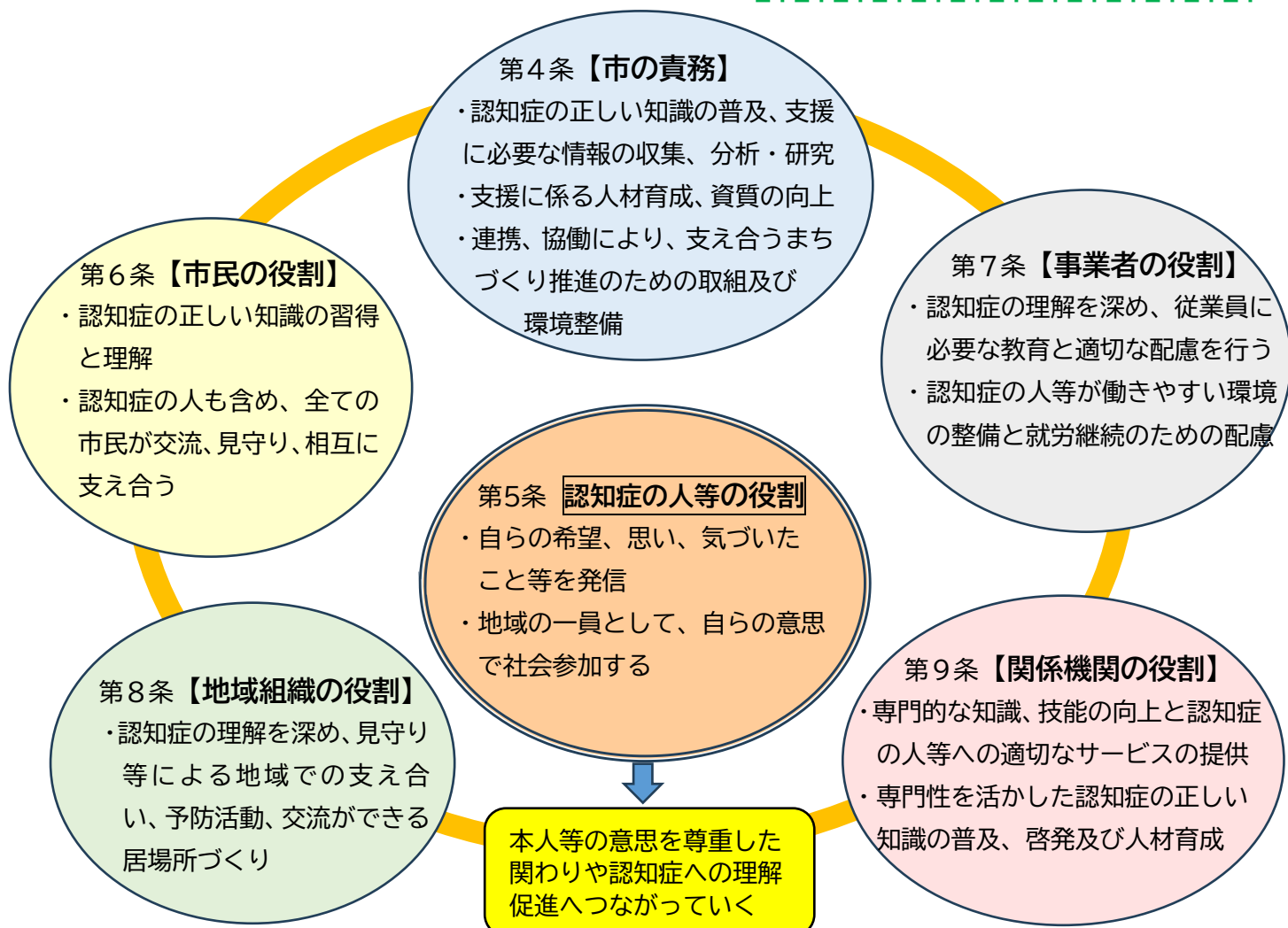
#### 第10～13条 《認知症基本的施策》

- (1) 認知症の予防と備え
- (2) 知識の普及及び人材育成
- (3) 認知症の人等への支援
- (4) 地域づくり及び社会参加の促進

予防: 認知症になるのを遅らせる、認知症の進行を緩やかにする

備え: 認知症の正しい知識を持ち必要な情報を得ることや自分の願いや望みを示す等の準備

認知症の人等: 認知症の人、家族等含む



☆一人ひとりの意思が尊重され、共に支え合うまちを目指し、全ての人々が一体となって認知症施策に取り組んでいくことができるよう、認知症の理解促進に努めていきます。